

障発第0130002号  
平成19年1月30日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」の一部改正について

障害者（児）ホームヘルパー養成研修については、平成13年6月20日障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」の別添「障害者（児）ホームヘルパー養成研修実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別紙のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。

別紙

新	旧
<p>別添</p> <p style="text-align: center;">障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱</p> <p>1 目的 障害者(児)の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護等を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることとする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県とする。 ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。</p> <p>3 対象者 原則として、居宅介護、<u>重度訪問介護又は行動援護</u>に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。</p> <p>4 研修カリキュラム (1) 本研修は、居宅介護従業者養成研修1級課程（以下「1級課程」という。）、居宅介護従業者養成研修2級課程（以下「2級課程」という。）、居宅介護従業者養成研修3級課程（以下「3級課程」という。）、<u>重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、行動援護従業者養成研修課程、日常生活支援従業者養成研修課程（平成18年9月30日までに開始されたものに限る。）</u>及び<u>継続養成研修の8課程</u>とし、各課程のカリキュラムについては「<u>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの</u>」（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）<u>第2条により読み替えられた「介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準</u>」（平成18年厚生労働省告示第219号。）（以下「<u>介護保険告示</u>」という。）別表第2から第4及び告示別表第1から第3並びに本通知の別紙のとおりとする（平成18年9月30日までに開始されたものについては「<u>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるも</u></p>	<p>別添</p> <p style="text-align: center;">障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱</p> <p>1 目的 障害者(児)の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者の養成を図ることとする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県、<u>指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）</u>とする。 ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。</p> <p>3 対象者 原則として、居宅介護等事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。</p> <p>4 研修カリキュラム (1) 本研修は、居宅介護従業者養成研修1級課程（以下「1級課程」という。）、居宅介護従業者養成研修2級課程（以下「2級課程」という。）、居宅介護従業者養成研修3級課程（以下「3級課程」という。）、日常生活支援従業者養成研修及び継続養成研修の5課程とし、各課程のカリキュラムについては平成15年厚生労働省告示第110号「<u>指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの</u>」（以下「告示」という。）の別表第1から別表第3及び別表第7並びに本通知別紙のとおりとする。 ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目、時間の追加及びより詳細な基準を定めることは差し支えない。</p>

新	旧
<p><u>の」(平成18年厚生労働省告示第209号。以下「旧告示」という。)別表第1から第3及び別表第7並びに本通知の別紙のとおりとする。)</u>。</p> <p>ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目、時間の追加及びより詳細な基準を定めることは差し支えない。</p> <p><u>なお、居宅介護従業者養成研修の各課程は、平成18年10月1日から三障害共通の研修課程とされていることに留意すること。</u></p> <p>(2) 各課程の位置付け等は次のとおりとする。</p> <p>ア 1級課程</p> <p>2級課程において取得した知識及び技術を深めるとともに、主任居宅介護従業者(居宅介護従業者のうち、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の居宅介護従業者に対する指導、監督その他の居宅介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行うものをいう。)が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、2級課程を修了した者を対象として行われるものとする。</p> <p>イ 2級課程</p> <p>2級課程は居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。</p> <p>ウ 3級課程</p> <p>3級課程は居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。</p> <p><u>エ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程</u></p> <p><u>重度訪問介護従業者養成研修基礎課程は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。</u></p> <p><u>オ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程</u></p> <p><u>重度訪問介護従業者養成研修追加課程は、基礎課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を修得することを目的として、基礎課程を修了した者を対象として行われるものとする(ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行</u></p>	<p>(2) 各課程の位置付け等は次のとおりとする。</p> <p>ア 1級課程</p> <p>2級課程において取得した知識及び技術を深めるとともに、主任居宅介護従業者(居宅介護従業者のうち、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の居宅介護従業者に対する指導、監督その他の居宅介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行うものをいう。)が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、2級課程を修了した者を対象として行われるものとする。</p> <p>イ 2級課程</p> <p>2級課程は居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。</p> <p>ウ 3級課程</p> <p>3級課程は居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。</p>

新

旧

われる場合はこの限りではない。)。

カ 行動援護従業者養成研修課程

行動援護従業者養成研修課程は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

キ 日常生活支援従業者養成研修課程

日常生活支援従業者養成研修課程は、全身性の障害を有する者に対する入浴、排せつ、食事等の介護並びに調理、洗濯、掃除等の家事に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

ク 継続養成研修

1級課程修了者の資質の維持、向上のために実施する次の4プログラムとし、1級課程修了者は、原則として3年を経過するごとにいずれかのプログラムを受講することとする。

- (ア) チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム
- (イ) 最新の知識プログラム
- (ウ) 指導技術と介護技術プログラム
- (エ) 困難事例対応技術プログラム

なお、継続養成研修の概要、受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課 程	概 要	受 講 対 象 者	時 間
継続養成研修	1級課程修了者の資質の維持・向上に必要な研修	1級課程修了者	設定された時間数

5 事業実施上の基準

(1) 1級課程に係る基準

ア 1級課程については、原則として1年以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2年の範囲内で修了することとして差し支えない。

イ 研修の内容は、介護保険告示別表第2に定めるもの以上であること。

エ 日常生活支援従業者養成研修課程

日常生活支援従業者養成研修課程は、全身性の障害を有する者に対する入浴、排せつ、食事等の介護並びに調理、洗濯、掃除等の家事に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

オ 継続養成研修

1級課程修了者の資質の維持、向上のために実施する次の4プログラムとし、1級課程修了者は、原則として3年を経過するごとにいずれかのプログラムを受講することとする。

- (ア) チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム
- (イ) 最新の知識プログラム
- (ウ) 指導技術と介護技術プログラム
- (エ) 困難事例対応技術プログラム

なお、継続養成研修の概要、受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課 程	概 要	受 講 対 象 者	時 間
継続養成研修	1級課程修了者の資質の維持・向上に必要な研修	1級課程修了者	設定された時間数

5 事業実施上の基準

(1) 1級課程に係る基準

ア 1級課程については、原則として1年以内に修了することとする。

ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2年の範囲内で修了することとして差し支えない。

イ 研修の内容は、告示別表第1に定めるもの以上であること。

新	旧
<p>ウ 別表第2に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</p> <p>エ 講師は、1級課程を教授するのに適当な者であること。</p> <p>オ 別表第2に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。</p> <p>カ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p> <p>(2) 2級課程に係る基準</p> <p>ア 2級課程については、原則として8月以内に修了することとする。 ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内で修了することとして差し支えない。</p> <p>イ 研修の内容は、<u>介護保険告示別表第3</u>に定めるもの以上であること。</p> <p>ウ 別表第3に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</p> <p>エ 講師は、2級課程を教授するのに適当な者であること。</p> <p>オ 別表第3に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。</p> <p>(3) 3級課程に係る基準</p> <p>ア 3級課程については、原則として4月以内に修了することとする。 ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内で修了することとして差し支えない。</p> <p>イ 研修の内容は、<u>介護保険告示別表第4</u>に定めるもの以上であること。</p> <p>ウ 別表第4に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</p> <p>エ 講師は、3級課程を教授するのに適当な者であること。</p> <p>オ 別表第4に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。</p> <p>カ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p> <p><u>(4) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程</u></p> <p><u>ア 基礎課程については、原則として1月以内に修了することとする。</u> <u>ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。</u></p> <p><u>イ 研修の内容は、告示別表第1に定めるもの以上であること。</u></p> <p><u>ウ 別表第1に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</u></p>	<p>ウ 別表第1に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</p> <p>エ 講師は、1級課程を教授するのに適当な者であること。</p> <p>オ 別表第1に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。</p> <p>カ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p> <p>(2) 2級課程に係る基準</p> <p>ア 2級課程については、原則として8月以内に修了することとする。 ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内で修了することとして差し支えない。</p> <p>イ 研修の内容は、告示別表第2に定めるもの以上であること。</p> <p>ウ 別表第2に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</p> <p>エ 講師は、2級課程を教授するのに適当な者であること。</p> <p>オ 別表第2に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。</p> <p>(3) 3級課程に係る基準</p> <p>ア 3級課程については、原則として4月以内に修了することとする。 ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内で修了することとして差し支えない。</p> <p>イ 研修の内容は、告示別表第3に定めるもの以上であること。</p> <p>ウ 別表第3に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</p> <p>エ 講師は、3級課程を教授するのに適当な者であること。</p> <p>オ 別表第3に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。</p> <p>カ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</p>

新	旧
<p><u>エ 講師は、基礎課程を教授するのに適当な者であること。</u></p> <p><u>オ 重度訪問介護事業所との連携等により、別表第1に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。</u></p> <p><u>カ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</u></p> <p><u>(5) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程</u></p> <p><u>ア 追加課程については、原則として1月以内に修了することとする。</u>  <u>ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内として差し支えない。</u>  <u>また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2月以内に修了することとする。</u>  <u>ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。</u></p> <p><u>イ 研修の内容は、告示別表第2に定めるもの以上であること。</u></p> <p><u>ウ 別表第2に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</u></p> <p><u>エ 講師は、追加課程を教授するのに適当な者であること。</u></p> <p><u>オ 重度訪問介護事業所との連携等により、別表第2に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。</u></p> <p><u>カ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。</u></p> <p><u>(6) 行動援護従業者養成研修課程</u></p> <p><u>ア 行動援護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修了することとする。</u>  <u>ただし、地域の実情等により、やむをえない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。</u></p> <p><u>イ 研修の内容は、告示別表第3に定めるもの以上であること。</u></p> <p><u>ウ 別表第3に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</u></p> <p><u>エ 講師は、行動援護従業者養成研修課程を教授するのに適当な者であること。</u></p> <p><u>オ 演習は、適当な実習指導者の指導の下に、行動援護に関する実習を行うことでも差し支えない。</u></p>	

新	旧
<p><u>(7) 日常生活支援従業者養成研修課程に係る基準</u></p> <p>ア 日常生活支援従業者養成研修課程については、原則として2月以内修了することとする。</p> <p>ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。</p> <p>イ 研修の内容は、<u>旧</u>告示別表第7に定めるもの以上であること。</p> <p>ウ <u>旧</u>告示別表第7に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</p> <p>エ 講師は、日常生活支援従業者養成研修課程を教授するのに適当な者であること。</p> <p>オ 演習は、適当な実習指導者の下に、施設における介護実習や居宅介護に関する実習を行うことでも差し支えない。</p> <p><u>(8) 継続養成研修については、原則として3月以内に修了することとする。</u></p> <p>6 修了証明書の交付等</p> <p>(1) 都道府県知事は、研修修了者に対し、「居宅介護従業者養成研修等について」(平成〇〇年〇〇月〇〇日障発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める別記様式(1)又は(2)に<u>旧</u>定める様式に準じ修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付するものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等必要事項を記載した名簿を作成し、管理すること。</p> <p>なお、<u>平成18年4月</u>以前の研修修了者等、告示の対象となる者についても、同様の取扱いとする。</p> <p>7 研修会参加費用</p> <p>研修会開催費用のうち、教材等にかかる実費相当分については、参加者が負担するものとする。</p> <p>8 事業実施上の留意事項</p> <p>(1) 都道府県知事は、本事業の実施に当たって、福祉人材センター、福祉人材バンク等</p>	<p><u>(4) 日常生活支援従業者養成研修課程に係る基準</u></p> <p>ア 日常生活支援従業者養成研修課程については、原則として2月以内修了することとする。</p> <p>ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。</p> <p>イ 研修の内容は、告示別表第7に定めるもの以上であること。</p> <p>ウ 告示別表第7に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。</p> <p>エ 講師は、日常生活支援従業者養成研修課程を教授するのに適当な者であること。</p> <p>オ 演習は、適当な実習指導者の下に、施設における介護実習や居宅介護に関する実習を行うことでも差し支えない。</p> <p><u>(5) 継続養成研修については、原則として3月以内に修了することとする。</u></p> <p>6 修了証明書の交付等</p> <p>(1) 都道府県知事<u>並びに指定都市及び中核市の市長</u>(以下「都道府県知事等」という。)は、研修修了者に対し、「居宅介護従業者養成研修等について」(平成<u>15年3月27日</u>障発第0327011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める別記様式(1)又は(2) <u>及び別途</u>定める様式に準じ修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付するものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事等<sup>等</sup>は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等必要事項を記載した名簿を作成し、管理すること。</p> <p>なお、<u>平成15年4月</u>以前の研修修了者等、告示の対象となる者についても、同様の取扱いとする。</p> <p>7 研修会参加費用</p> <p>研修会開催費用のうち、教材等にかかる実費相当分については、参加者が負担するものとする。</p> <p>8 事業実施上の留意事項</p> <p>(1) 都道府県知事<u>等</u>は、本事業の実施に当たって、福祉人材センター、福祉人材バンク</p>

新	旧
<p>との十分な連携を図るものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、現に居宅介護従業者等として活動している者のうち、養成研修を受講していない者等が業務の内容に応じた資質の向上を図れるよう適切な配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 研修の実施に当たっては、テキストに加え、副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図るものとする。</p>	<p>等との十分な連携を図るものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事等は、現に居宅介護従業者として活動している者のうち、養成研修を受講していない者等が業務の内容に応じた資質の向上を図れるよう適切な配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 研修の実施に当たっては、テキストに加え、副読本の活用や視聴覚教材の活用等を図るものとする。</p>

新	旧
<p>別紙 継続養成研修カリキュラム</p> <p>1 チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム 2 4 時間  ア 1 級課程の科目のうち、  ① 講義  ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際（4 時間）、チームケアの実際（4 時間）、指導業務の必要性和方法（4 時間）、カンファレンスの持ち方と事例検討の方法（4 時間）  ② 実技講習  ケアマネジメント技術（6 時間）  イ 小グループによる討論（2 時間）</p> <p>2 最新の知識プログラム 2 2 時間  ア 1 級課程の科目のうち、  ① 講義  障害者（児）福祉の動向（3 時間）、老人保健福祉の動向（3 時間）、介護技術の展開（4 時間）、心理学的援助方法の基礎知識（4 時間）  ② 実技講習  ケアマネジメント技術（6 時間）  イ 小グループによる討論（2 時間）</p> <p>3 指導技術と介護技術プログラム 3 2 時間  ア 1 級課程の科目のうちの実技講習  指導技術と介護技術の向上（3 0 時間）  イ 小グループによる討論（2 時間）</p> <p>4 困難事例対応技術プログラム 2 6 時間  ア 1 級課程の科目のうちの実習  処遇困難事例対応実習（2 4 時間）  イ 小グループによる討論（2 時間）</p>	<p>別紙 継続養成研修カリキュラム</p> <p>1 チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム 2 4 時間  ア 1 級課程の科目のうち、  ① 講義  ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際（4 時間）、チームケアの実際（4 時間）、指導業務の必要性和方法（4 時間）、カンファレンスの持ち方と事例検討の方法（4 時間）  ② 実技講習  ケアマネジメント技術（6 時間）  イ 小グループによる討論（2 時間）</p> <p>2 最新の知識プログラム 2 2 時間  ア 1 級課程の科目のうち、  ① 講義  障害者（児）福祉の動向（3 時間）、老人保健福祉の動向（3 時間）、介護技術の展開（4 時間）、心理学的援助方法の基礎知識（4 時間）  ② 実技講習  ケアマネジメント技術（6 時間）  イ 小グループによる討論（2 時間）</p> <p>3 指導技術と介護技術プログラム 3 2 時間  ア 1 級課程の科目のうちの実技講習  指導技術と介護技術の向上（3 0 時間）  イ 小グループによる討論（2 時間）</p> <p>4 困難事例対応技術プログラム 2 6 時間  ア 1 級課程の科目のうちの実習  処遇困難事例対応実習（2 4 時間）  イ 小グループによる討論（2 時間）</p>